令和3年度　包括外部監査結果に基づく措置内容

テーマ「子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について」

区分	事業名等	項目	指摘・意見の内容	措置内容
意見1	「ハートマッチにいがた」による個別マッチング事業	活動指標、成果指標の設定について	新潟県では、「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務委託仕様書において、登録会員数、引合せ件数の目標値を設定しているが、成果指標及び活動指標が設定されておらず、事業評価や見直しが効果的に実施されていない。そのため、事業目的に従った成果指標及び活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施することが望ましい。	新規・更新登録会員数を成果指標に、企業訪問数、サポートセンター開設日数、広告放送回数を活動指標とし、委託事業者との定例会議において進捗を確認するとともに、半期ごとに事業評価及び見直しを実施する方針を定めた。
意見2	「ハートマッチにいがた」による個別マッチング事業	「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務の委託先選定について	「にいがた出会いサポートセンター」は開設後、5年程度経過しており、委託費も年々上昇傾向である。これは業務内容の見直しが毎年行われ、業務内容が増加していることによるものである。今後、事業目的に従った成果指標及び活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施する中で、委託事業者による指標達成に向けての方法が不適切であったり、進捗管理が十分でない、問題解決ができないなど引き続き委託することに支障があると認められる場合等に、改めて競争入札やプロポーザルにより業者選定を実施することを検討することが望ましい。	現委託事業者はこれまでの委託期間で培ったノウハウをもとに、円滑な業務実施に努めているところであるが、成果指標の達成状況について、半期ごとに評価・見直しを実施する中で、指標の達成に向けて状況を改善する工夫や努力を行わないなど、引き続き同事業者に委託することに支障があると認められる場合には、競争入札やプロポーザルにより業者選定の実施を検討することとした。
意見3	「ハートマッチにいがた」による個別マッチング事業	見積書（積算根拠）の金額水準の妥当性の検証について	「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務について、委託事業者から委託事業に係る収支報告書を入手し、契約金額の基礎となる見積書（積算根拠）と実績の比較検証を実施することにより、見積書（積算根拠）の金額水準の妥当性を検証することが望ましい。	委託事業者から収支報告書を入手の上、見積書・予算額(積算根拠)と実績額との比較検証を実施し、金額水準の妥当性を確認した。
意見4	「ハートマッチにいがた」による個別マッチング事業	見積書（積算根拠）の金額水準の妥当性の検証について	現状、「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務の委託契約書及び仕様書に収支報告書の提出について明記されていないため、委託契約書及び仕様書に収支報告書の提出を明記し、委託事業者が収支報告書を提出する根拠を明確にすることが望ましい。	委託契約書及び仕様書に、収支報告書の提出を明記した。
指摘1	「ハートマッチにいがた」による個別マッチング事業	業務完了報告書の提出時期見直しについて	「にいがた出会いサポートセンター」設置運営業務の委託契約書において、業務完了報告書の提出期日が現実的に不可能な期日が設定されており、実際にこの提出期日は守られていない。そのため、委託契約書の業務完了報告書の提出時期を実行可能な期日に見直し、適切に運用すべきである。	委託契約書における業務完了報告書の提出時期について、財務規則上可能な範囲において実行可能な期日に見直した。
指摘2	「ハートマッチにいがた」による個別マッチング事業	「システム化評価書」の未作成について ※指摘9、14と同じ	新潟県の「情報処理システム化ガイドライン」において、システム化による効果測定のために「システム化評価書」を作成することが定められているが、「ハートマッチにいがた」の「システム化評価書」が作成されていなかった。そのため、「システム化評価書」を適切に作成し、システム化による効果測定を実施すべきである。	効果測定を実施の上、「システム化評価書」を作成した。

区分	事業名等	項目	指摘･意見の内容	措置内容
			なお、新潟県においては、「システム化評価書」は、所管課で作成し、ICT推進課にて効果測定の検証を行うこととなっているため、ICT推進課が主導し、所管課に周知を徹底することが必要である。	デジタル改革の実行方針に基づき、効果測定検証の点も含めたシステム化に係るプロセス等の見直しを行った上で、必要な手続きについて周知徹底を図る。
意見5	企業・団体等と連携したイベント等の開催	消費税仕入税額控除の取り扱いについて ※意見9と同じ	補助金交付申請手続において補助事業者が課税事業者であるか、仕入税額を控除しているかの情報は補助金額に直結する重要な情報であるため、補助金交付申請書に当該確認項目を追加し、証跡として残すことが望ましい。	補助金交付申請書類に課税事業者の該非、仕入税額控除の有無を確認する項目を追加した。
意見6	地域少子化対策強化推進事業（結婚・子育て情報発信）	活動指標、成果指標の設定について	結婚・子育てポータルサイト「ハピニィ」による情報発信事業において、成果指標及び活動指標が設定されておらず、事業評価や見直しが効果的に実施されていない。そのため、事業目的に従った成果指標及び活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施することが望ましい。	ページビュー増加を成果指標に、チラシ配布数及び記事掲載件数を活動指標とし、半期ごとに進捗を確認するとともに、事業評価及び見直しを実施する方針を定めた。
指摘3	企業等の子育て環境の促進	子育て有給休暇制度創設奨励金の交付要件の見直しについて	子育て有給休暇制度創設奨励金が、真に仕事と子育てが両立できる環境の整備・運用に取り組んでいる企業に交付できるように交付要件を見直すべきである。	真に仕事と子育てが両立できる環境の整備･運用に取り組んでいる企業に交付できるよう、従来の交付要件である｢子育て有給休暇制度の創設｣等に加え、令和4年度から、｢従業員が同制度を利用すること｣を要件に追加する見直しを行った。
意見7	地域の子育て力育成事業補助金	補助事業者が設定したKPIの評価について	地域の子育て力育成事業補助金は、県単独事業であるため、事業目的が達成できているか、事業の必要性や有効性が低下していないか等について毎期評価することが重要となる。補助事業者が設定したKPIの達成状況を評価することは「地域の子育て力育成事業補助金」の事業評価に直結するものであるため、県は補助事業者から提出された実績報告書においてKPI達成状況を評価し、「地域の子育て力育成事業補助金」の事業評価と関連させることが望ましい。	当該事業は令和3年度で終了したが、後継となる｢つながりの場づくり支援事業補助金｣では、補助事業者から提出された実績報告書において事業の成果目標の達成状況を評価することで事業評価を行うこととした。
指摘4	地域の子育て力育成事業補助金	実績報告書の検証の十分性について	交付申請時と比較し賃金の割合が約10%程度増加している補助事業者について、実績報告時に作業時間の報告がなく、なぜ人件費が増加したか不明瞭となっている事案があった。県は補助事業者に対して、追加で人別の作業時間の報告を求め、交付申請時の作業時間よりも増加した要因を確認し、補助対象経費として認められるか検証すべきであった。	当該事業は令和3年度で終了したが、後継となる｢つながりの場づくり支援事業補助金｣では、実績報告書に、積算根拠を添付するよう記載を改めたほか、交付申請時と比較し著しく増減した費目があった場合理由を求める項目を追加した。
意見8	地域の子育て力育成事業補助金	補助対象経費の見直しについて	補助対象経費に「直接必要な賃金」が含まれているが、その範囲に限定はなく、常勤社員・職員の賃金も認められている。しかし、補助事業者は補助期間終了後に自立して事業を行うことが想定されていることから、補助対象経費に本来補助事業者が自主財源で賄うべき経費（正職員の人件費）は含めないことが望ましいと考える。補助事業の趣旨に鑑み、「直接必要な賃金」は事業を行うための臨時職員分のみに限定するなど、補助対象経費の見直しを検討することが望ましい。	当該事業は令和3年度で終了したが、後継となる｢つながりの場づくり支援事業補助金｣では、補助対象経費の人件費については、本来補助事業者が自主財源で賄うべき経費が含まれないよう、｢恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外｣と範囲を限定する見直しを行った。
意見9	地域の子育て力育成事業補助金	消費税仕入税額控除の取り扱いについて ※意見5と同じ	補助金交付申請手続において補助事業者が課税事業者であるか、仕入税額を控除しているかの情報は補助金額に直結する重要な情報であるため、補助金交付申請書に当該確認項目を追加し、証跡として残すことが望ましい。	当該事業は令和3年度で終了したが、後継となる｢つながりの場づくり支援事業補助金｣では、補助金交付申請書類に課税事業者の該非、仕入税額控除の有無を確認する項目を追加した。

区分	事業名等	項目	指摘･意見の内容	措置内容
意見10	地域子ども・子育て支援事業	市町村から提出される実績報告書の審査について	市町村が各事業の交付要件を理解等した上で実績報告を作成しているか、効率的・効果的に審査を行うために、新潟県がチェックリスト等を作成し、市町村にセルフチェック結果を提出させる等の手続きを追加することが望ましい。	効率的･効果的に審査を行うため、市町村向けのチェックリストを作成し、令和4年度実績報告時から市町村に提出を求めることとした。
意見11	保育人材確保支援事業	保育サポートセンター事業における活動指標・成果指標の設定について	新潟県単独事業である保育サポートセンター事業において、施策及び取組の適切な事業評価を行うためにも、イベント・就職説明会の開催数あるいは参加者数等を活動指標、就職件数を成果指標として設定することが望ましい。	相談会の実施回数と参加者数を活動指標、就職件数を成果指標として設定した。
意見12	保育人材確保支援事業	実績報告書の検査方法について	保育サポートセンター事業における、委託先の実績報告に対する検査が適切に実施されていることを疎明するためにも、検査の内容や検査の経緯等については検査調書等に明記することが望ましい。	疎明が必要なものについては、検査の内容や検査の経緯等を検査調書等に明記することとした。
意見13	里親	里親名簿の更新・管理について	子ども家庭課で管理する里親名簿と各児童相談所が支援の実務上管理している名簿を相互に確認する仕組みがない。名簿の登録・更新は、何らかのミスが生じることで登録が誤ったり漏れたりする可能性は否定できないため、子ども家庭課が作成管理している里親名簿を定期的に照合する仕組みを構築することが望ましい。	子ども家庭課で管理している里親名簿と児童相談所で使用している名簿について、毎年6月頃を目途に照合作業を実施することとした。
意見14	里親	里親に対する措置費について	里親に支払われる措置費について、結果として問題はなかったが、証拠書類が外観上措置費の対象外経費の請求のように受け取れる事例があった。 証拠書類について外観上措置費の対象外経費の請求のように受け取れる場合には、その都度確認をするべきであると考える。	里親への措置費の支出にあたり、証拠書類の外観が対象外経費の請求のように受け取れる場合は、これまで同様に、その都度証拠書類以外で支出内容が対象経費であることを確認する。
意見15	里親	里親確保に係る計画の継続評価について	新潟県及び新潟市は里親委託が進んでいる状況ではあるが、国が求めている指標には及ばず、引き続き、里親委託の推進が求められる。	引き続き、里親委託の推進等に係る計画（県社会的養育推進計画）に基づく取組を継続し、里親支援を行う民間機関と児童相談所による体制強化を図る。
意見16	身元保証人確保対策事業・児童養護施設自立支援資金貸付事業	業務委託先の資金についてのモニタリングについて	児童養護施設自立支援資金貸付事業については、見込みで支払いが行われている以上、一定の留保金が生じることはやむを得ないが、当該資金が他目的に流用されていないこと、預金残高等として適切に残っていることについては確認することが望ましい。 そのため、実績報告のみならず、預金残高等が確認できる証憑についても、補助金交付先に提出させたうえで、県としても確認することが望ましいと考える。	引き続き、実績報告書の既交付額の残額、運用益の額等から、他目的に流用を行っていないことについて確認を行い、併せて事業者から資金管理の状況を確認した上で適正な運用の徹底を図る。

区分	事業名等	項目	指摘･意見の内容	措置内容
意見17	児童相談所	人員体制の整備について	児童福祉司については、令和4年3月31日までの間、経過措置が定められており現時点では問題が無いが、経過措置が終了した場合には配置基準を満たす水準には至っていない。県としても、国の新基準に基づき大幅な増員に努めているが、異動だけでは対応できず、採用を増やして対応しているものの人材の確保には苦慮している状況である。また、急な人員増加は人材育成をどうするかの課題も併せて検討する必要があり、数と質の両面で対応が求められている。人材確保のためには課題が多くあるが、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化のためにも、引き続き人員体制の強化をすることが望まれる。	計画的に人員体制の強化を進めた結果、令和4年4月1日に国の基準を満たす児童福祉司の配置が完了した。
意見18	児童相談所	人員の経験年数について	児童相談所の職員は、経験年数が少ない割合が高い傾向にある。児童相談所職員として求められる専門性の向上について、一定の経験年数のある職員を配置するため、人事異動や採用に取り組んでいるところではあるが、それと合わせて、経験の浅い職員に対する人材育成の仕組みを構築し、実践していきながら体制強化をすることが望ましいと考える。	「児童相談所職員人材育成基本方針」に基づき、職員の経験年数に応じたステージ別研修や職種別の専門研修、OJTによる育成等により、引き続き人材育成を推進していく。
意見19	児童相談所	管理業務の運用について	管理上の利便性のために作成している通告受付等ファイルについて、綴られている写しの作成時点に統一性が見られないことや、個人ごとのファイルでの管理と重複している部分もあると考えられる。業務の効率的な執行の観点から、今一度、業務の運用方法を見直すことが望ましい。	各児童相談所で写しの作成時点を統一するとともに、児童相談所システムのデジタル化を進めるなど、業務の効率的な執行に努める。
意見20	児童相談所	児童相談所の業務管理システムについて	児童相談所の業務においては、様々な業務が相互に関連し進捗管理が重要である一方で、個々の担当者が様々な記録を文書化し、印刷してファイリングしながら進捗管理まで行っているため、個々の担当者の業務管理負担が大きくなっている。このような状況を改善するために、児童相談所の業務においても業務の見直しとデジタル化を進めることが有用であると考えられることから、先進的な他県の取組を参考に費用対効果も含めて積極的に検討することが望ましい。	他県のデジタル化の状況調査結果及び児童相談所職員の意見を踏まえた上で、業務の見直しやデジタル化が必要なものは費用対効果も含め対応を検討していく。
意見21	児童相談所	研修体制の整備について	リモートでの研修を受けるためのインフラが十分ではない。研修内容によってはリモートでの研修が有用なものもあると考えられる。そのため、リモートでの研修が可能となるようなインフラの整備を進めることが望ましい。	各職員のパソコンでリモート研修が可能となるよう、環境を整備した。
			また、研修計画についても、集合研修で実施するものとリモートでの研修とするものとを明確にして研修計画に落とし込むことや、リモートで実施する研修内容を具体的に検討することで、有効な研修が受けられる体制を整備することが望ましいと考える。	集合型またはリモート型での実施を明確に研修計画に反映し、研修体制を整理した。
指摘5	児童扶養手当	「児童扶養手当事務取扱手引（町村、地域振興局向け）」の徹底について	児童扶養手当の認定請求手続で、「児童扶養手当事務取扱手引（町村、地域振興局向け）」では、申請者が添付書類を省略したとしても、県での審査の過程においては、情報連携により、町村から県への申請書の受理段階で住民票もしくは住基システムでの同一住所検索画面のハードコピー等の添付が必要とされている。これらの添付が無い事例があったため、手引の運用を徹底させるべきである。	研修等において、改めて必要書類及び運用上の留意点等について確認を行い、運用の徹底について周知した。

区分	事業名等	項目	指摘･意見の内容	措置内容
指摘6	児童扶養手当	「児童扶養手当事務取扱手引（町村、地域振興局向け）」に基づく運用がなされていない実務について	児童扶養手当の認定請求手続で「児童扶養手当事務取扱手引（町村、地域振興局向け）」では、認定請求日はすべての申請書類が確認された後とする旨の記載があるが、児童扶養手当の認定請求の添付書類の一つである「公的年金調書」に申請日の事後の日付となっている事例があった。手続の趣旨や実務の要請もふまえて、手引の運用を徹底させるのか、手引自体の見直しをするのかの検討をすべきである。	手続きの趣旨を踏まえて手引の運用を徹底させることとし、研修等において、改めて運用上の留意点等について確認を行い、運用の徹底について周知した。
指摘7	児童扶養手当	児童扶養手当認定請求の添付書類の不備について	児童扶養手当の認定請求に係る添付資料において、所定の記載欄が空欄のまま受理されている事例があった。書類の記載欄については、記載を必要として欄を設けているものであり、空欄のまま事務処理を進めているのは不適切である。そのため、事務手続の運用を徹底させるべきである。なお、その他の添付書類を確認すると、同様の情報が記載されている書類もあることから、書類の様式見直しも含めて検討することが考えられる。	適正かつ確実に事務処理を行うため書類の記載欄は必要なことから様式の見直しは行わず、既存の様式に沿った事務手続きを徹底するよう周知した。
指摘8	児童扶養手当	児童扶養手当受給資格者の「現況届」の不備について	児童扶養手当の受給資格者が提出する「現況届」について、一部の記載欄が空欄となっているものの、そのまま受理されている事例があった。県は、「現況届」の受付窓口となる自治体に対して、不備のない「現況届」を提出してもらえるように適切に指導すると共に、不備のある書類については、不備の修正を求めるべきである。	不備のある書類については受理せず、修正依頼を徹底するよう、研修等において周知した。
指摘9	児童扶養手当	児童扶養手当システムの「システム化評価書」の未作成について ※指摘2、14と同じ	新潟県の「情報処理システム化ガイドライン」において、システム化による効果測定のために「システム化評価書」を作成することが定められているが、児童扶養手当システムの「システム化評価書」が作成されていなかった。そのため、「システム化評価書」を適切に作成し、システム化による効果測定を実施すべきである。	効果測定を実施の上、「システム化評価書」を作成した。
			なお、新潟県においては、「システム化評価書」は、所管課で作成し、ICT推進課にて効果測定の検証を行うこととなっているため、ICT推進課が主導し、所管課に周知を徹底することが必要である。	デジタル改革の実行方針に基づき、効果測定検証の点も含めたシステム化に係るプロセス等の見直しを行った上で、必要な手続きについて周知徹底を図る。
指摘10	児童扶養手当	児童扶養手当システムのバックアップ実施状況の未確認について ※指摘15と同じ	児童扶養手当システムのバックアップ実施状況を確認したところ、自動バックアップ処理の設定が行われているものの、定期的なバックアップ実施結果の確認が行われておらず、仮にバックアップ処理が失敗した場合においても、所管課で検知することができない状況であった。このため、重要なシステムにおいては、重要度や更新頻度を勘案し、定期的なバックアップ実施状況を確認すべきである。	週1回バックアップ実施状況を確認し、記録することで、異常時に速やかに対応できるようにした。

区分	事業名等	項目	指摘･意見の内容	措置内容
指摘11	児童扶養手当	児童扶養手当システムの初回ログイン時のパスワード変更について	「（特別）児童扶養手当システム利用者管理要領」において、児童扶養手当システムへの初回ログイン後に速やかにパスワードを変更する旨が定められているが、県では初回ログイン後のパスワードの変更状況を確認する手続はなく、初回パスワードを変更せずに使用していると思われるユーザーが多く存在した。初回パスワードを変更しないことは、ログインIDが不正に利用される可能性が高まるため、パスワードポリシーを設定し、初回パスワードの変更状況を確認する手続を整備し、「（特別）児童扶養手当システム利用者管理要領」に従った運用を遵守すべきである。	要領を改正し、パスワードポリシーの設定を新たに追加し、さらにシステム内で各担当者のパスワードを一括で管理できるよう設定を行った。
意見22	母子･父子･寡婦福祉資金貸付金	連帯保証人の設定基準について	連帯保証人を立てさせるかどうかについては、連帯保証人が必須の貸付以外については各地域振興局の判断に委ねられている。各地域振興局の判断に差異が生じないよう、事例の情報共有等を行い、各地域振興局の判断に差異が生じないよう努めるとともに、連帯保証人が立てられない場合に回収の確実性を高める方策について、好事例の共有や対応指針等を定めることが望ましい。	事務担当者会議において、連帯保証人を立てさせる場合や、連帯保証人が立てられない場合に回収の確実性を高める上での好事例について情報共有を行うこととした。
指摘12	母子･父子･寡婦福祉資金貸付金	貸付金申請書類の不備について	「母子・父子・寡婦　福祉資金貸付申請書」の一部項目に記載漏れがあるものの、受理されている事例が発見された。申請書類の記載内容に不備がないかのチェックや、不備のある書類についての対応など、実務の運用を適切に行うべきである。	事務取扱要領のチェックリストを見直し、新たな確認項目を追加したほか、不備のある書類で手続きを進めないよう周知徹底するなど、実務の運用の適正化を図った。
指摘13	母子･父子･寡婦福祉資金貸付金	初期滞納者に対する調査について	滞納回数が3～5件の初期滞納者に対する調査が行われておらず、かつ調査を行わないことに対する理由が整理されていない事例が発見された。 「新潟県母子・父子・寡婦福祉資金事務取扱要領」にも、調査を行わない場合には理由を整理すべきとあり、事務取扱要領に基づく運用がなされていない状況であるため、運用を徹底すべきである。	事務取扱要領に初期滞納者の調査を行わない場合の理由整理票を設け、運用の徹底を図った。
意見23	母子･父子･寡婦福祉資金貸付金	滞納者に対する対応について	支払能力があるにもかかわらず、再三の督促、来所依頼等の一連の償還指導を行っても償還を行わない滞納者に対して、法的手続を行っていない。債権は、極力回収すべきであり、そのためにできる手段は実施すべきであることから、法的手続の実施も検討すべきと考える。なお、外部事業者に収納事務の一部委託が開始されており、債権の回収促進が期待できる。事業者を利用する債権をどのように選定するかなど、詳細な運用ルールは決まっていないとのことであるが、費用対効果を検討の上、運用方針を明確にしていくことが望まれる。	債権回収委託に係る委託債権の選定基準を定めたところであり、引き続き委託による債権回収を進め、委託先の情報提供を得ながら、法的手続きを実施すべき事例を見極める。
意見24	母子･父子･寡婦福祉資金貸付金	時効の援用が無い債権の対応について	滞留債権については、時効が到来したものの、時効の援用が無い債権がある。これらは、債権の消滅ができず、継続して滞留債権として管理されている。滞留債権として管理されている以上、時効が到来し時効の援用がなされていない債権も管理コストが生じることになる。不納欠損処分を行うことができる事由は限定されており容易に処理できないが、議会の決議を経て権利の放棄をすることも認められており、議会の決議を経た権利の放棄も含めて不納欠損処理を検討し、管理コストの削減や財務の健全化を図るべきである。	不納欠損処理すべき案件については、新潟県債権管理判断基準に照らして処理しているところであり、引き続き、管理コストの削減や財務の健全化を図る。

区分	事業名等	項目	指摘･意見の内容	措置内容
意見25	母子･父子･寡婦福祉資金貸付金	滞留債権の管理について	一定の滞留状況が進んだ債権については、もはや個別の事情を考慮するような状況に無く、いかに回収するかを検討する段階になっていると考えられる。しかし、滞留債権の回収方針については、県全体としての統一的な対応がなされているわけではない。 個別の事情を考慮する必要が無い滞留債権については、回収方法を各部局がそれぞれ判断し実行するよりも、県全体として対応した方がより効果的かつ効率的であると考えられるため、滞留債権の回収方法を県全体として検討し、より実効性を高められる体制を構築することが望ましい。	他県での先行事例の調査や既設の全庁組織である「債権管理連絡会議」を通じた実務上の課題調査等を進め、債権回収･管理の実効性を高める手法を検討する。
指摘14	母子･父子･寡婦福祉資金貸付金	「母子･父子･寡婦貸付金システム」の「システム化評価書」の未作成について ※指摘2、9と同じ	新潟県の「情報処理システム化ガイドライン」において、システム化による効果測定のために「システム化評価書」を作成することが定められているが、母子・父子・寡婦貸付金システムの「システム化評価書」が作成されていなかった。そのため、「システム化評価書」を適切に作成し、システム化による効果測定を実施すべきである。	効果測定を実施の上、「システム化評価書」を作成した。
			なお、新潟県においては、「システム化評価書」は、所管課で作成し、ICT推進課にて効果測定の検証を行うこととなっているため、ICT推進課が主導し、所管課に周知を徹底することが必要である。	デジタル改革の実行方針に基づき、効果測定検証の点も含めたシステム化に係るプロセス等の見直しを行った上で、必要な手続きについて周知徹底を図る。
指摘15	母子･父子･寡婦福祉資金貸付金	「母子･父子･寡婦貸付金システム」のバックアップ実施状況の未確認について ※指摘10と同じ	母子・父子・寡婦貸付金システムのバックアップ実施状況を確認したところ、自動バックアップ処理の設定が行われているものの、定期的なバックアップ実施結果の確認が行われておらず、仮にバックアップ処理が失敗した場合においても、所管課で検知することができない状況であった。このため、重要なシステムにおいては、重要度や更新頻度を勘案し、定期的なバックアップ実施状況を確認すべきである。	貸付金業務マニュアルに週1回バックアップ実施状況の確認を明記し、チェックリストを設け、運用の徹底を図った。
意見26	ひとり親家庭等日常生活支援事業	事業意義の見直しについて	ひとり親家庭等自立応援事業のように補助金の交付に偏りが生じている事業や、ひとり親家庭等生活支援事業のようにほとんど支援が活用されていない事業がある。補助金の偏りが生じている原因、支援の活用度合いが低い原因の検討を行ったうえで、事業の活用推進に向けた取り組みを検討するとともに、必要な事業については市町村に対する説明や啓発等による連携の強化をすることが望まれる。	ほとんど支援が活用されていない「ひとり親家庭等生活支援事業」については令和3年度で終了したほか、補助金の交付に偏りのある「ひとり親家庭等自立応援事業」については広く市町村から活用促進を図るよう、市町村担当者会議等で説明した。